

平成 28 年 11 月 28 日
日本原燃株式会社

原子燃料サイクル事業の現在の状況について

1. 共通事項

(1) 電波法に基づく「高周波利用設備」の申請漏れに関する調査結果の報告(原因および再発防止)ならびに総務省東北総合通信局長からの指示文書の受領

a.概要 要:電波法に基づく高周波利用設備^{*}について、本来、設置等の許可申請を行い許可を受けた上で使用すべきところ、一部の設備に申請漏れを確認したことから、その内容について、平成 28 年 3 月 24 日(平成 28 年 3 月 30 日一部改正)に総務省東北総合通信局に報告した。(評価委員会 4/26 で報告済)

その後、総務省東北総合通信局より追加調査の指示を受けて、これまで調査を進めてきたところ、以下について確認した。

◎高周波利用設備 41 設備の申請漏れ

(再処理 15、濃縮 5、事務所・社員寮食堂厨房 21)

◎正規の許可状と異なる信憑性の疑わしい許可状等の作成

(許可申請を失念もしくは放置したことにより、作成したと思われる信憑性の疑わしい申請書、許可状計 2 通を確認)

これらの原因、再発防止対策を取りまとめ、平成 28 年 10 月 21 日、総務省東北総合通信局に報告した。

b.原因と対策:①(原因)電波法に対する知識、認識が欠けていた。

(対策)全社で実施しているコンプライアンス教育に今回の事例を追加する等安全文化や法令順守の定着化を図る。また、社内ルールを整備し、許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先から提出させる。

②(原因)複数人チェックおよび申請担当の課長の承認が行われていない、また社内ルールが電波法の管理を行える仕組みとなっていない部署があった。

(対策)複数人によるチェックを実施するとともに、主管課長または申請担当課長が承認を行う。また、社内ルールを整備し、確実なチェックを実施していく。

③(原因)法令で要求されている高周波利用設備許可状等の原本が掲示されていない。

(対策)社内ルールに速やかに当該高周波利用設備に備え付けることを規定する。

また、本件については、同日、総務省東北総合通信局長より、電波法の遵守に関する指示文書(嚴重注意)を受領した。

受領した指示文書の内容に基づき、平成 28 年 11 月 17 日、電波法の取扱いについて全社を統括するルールを定めたことや、社員のコンプライアンス教育を継続的に実施していくこと等を東北総合通信局へ報告した。

当社としては、今回の件を重く受け止め、電波法以外の当社関連法令について手続き等に問題が無いか確認を進めており、引き続き、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底と再発防止に全社をあげて真摯に取り組んでいく。

^{*}高周波利用設備:10kHz 以上の高周波電流を利用して高周波エネルギーを発生させて 50W を超える高周波出力を使用する設備(無線設備・通信設備を除く)

2. ウラン濃縮事業

(1) 運転状況

RE-2A 初期導入(75トンSWU/年)生産運転中。

3. 低レベル放射性廃棄物埋設事業

(1) 低レベル放射性廃棄物埋設センターへの廃棄物受入れ状況

受入れ日	搬出側施設名	数量
平成 28 年 9 月 13 日	四国電力(株) 伊方発電所	640 本(2号埋設)
平成 28 年 10 月 15 日～ 10 月 16 日	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	40 本(1号埋設)
		1,400 本(2号埋設)
平成 28 年 10 月 23 日	北陸電力(株) 志賀原子力発電所	480 本(2号埋設)
平成 28 年 11 月 13 日～ 11 月 15 日	関西電力(株) 美浜発電所	64 本(1号埋設)
		1,600 本(2号埋設)
合計	4,224 本	1号埋設対象廃棄物 104 本 2号埋設対象廃棄物 4,120 本

(前回の監視委員会 9/6 以降の受入れ状況を記載)

(2) 低レベル放射性廃棄物受入れ・埋設実績

		受入れ本数	埋設本数
平成 28 年 4 月から 平成 28 年 10 月末までの実績	1号埋設設備	40 本	0 本
	2号埋設設備	7,248 本	6,760 本
平成 28 年 4 月から平成 28 年 10 月末までの合計		7,288 本	6,760 本

4. 高レベル放射性廃棄物管理事業

(1) 返還ガラス固化体の輸送終了

a. 日時:平成 28 年 10 月 21～22 日

b. 内容:ガラス固化体 132 本を英国セラフィールド社より受け入れた。

(前回の監視委員会 9/6 以降の受入れ状況を記載)

(2) 返還ガラス固化体受入れ・管理実績

	受入れ本数	管理本数
平成 28 年 4 月から平成 28 年 10 月末までの合計	132 本	0 本

(3) 廃棄物管理施設 ガラス固化体貯蔵建屋 下部プレナム等に係る調査等の実施計画に基づく経過報告(第 2 貯蔵区域に係る調査結果および評価) 及び実施計画の改正

原子力規制委員会からの指示文書「日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋の下部プレナム等における変色部や錆の発生に係る調査について(指示)」(平成 27 年 9 月 2 日付)に基づき、ガラス固化体貯蔵建屋第 2 貯蔵区域の下部プレナム等に係る調査結果及び評価について取りまとめ、平成 28 年 9 月 30 日、同委員会に報告した。

今回の調査および評価の結果、下部プレナム内の一部設備に変色部を確認したが、大気浮遊塵に同伴された外部由来の酸化鉄が付着したものである可能性が高く、ガラス固化体貯蔵設備の安全機能(冷却機能および耐震性)に影響を及ぼすおそれはない。また、冷却空気

の流路を構成する各設備に異常がないことから、第 2 貯蔵区域の健全性は、第 3 および第 4 貯蔵区域と同様に確保されていると考えられる。

同日、実施計画の一部を改正し、原子力規制委員会に報告した。主な改正内容は、調査等のスケジュール変更等である。

今後、同計画に基づき、ガラス固化体貯蔵建屋 第 1 貯蔵区域の、調査結果及び評価が取りまとまった段階で原子力規制委員会に報告を行う。

5. 再処理事業

(1) 工事の進捗状況(平成 28 年 10 月末現在)

再処理施設本体工事進捗率 約 99%

(2) アクティブ試験の進捗率(平成 28 年 10 月末現在)

総合進捗率 約 96%

(3) 使用済燃料の受入実績

a. 日時:平成 28 年 10 月 28 日

b. 内容: BWR 22 体 約4トンU を中部電力(株) 浜岡原子力発電所より受け入れた。
(前回の監視委員会 9/6 以降の受入れ状況を記載)

(4) 使用済燃料受入れ量、再処理量

		受 入 れ 量		再 処 理 量	
平成 28 年 4 月から	PWR	0 体	0 トン U	0 体	0 トン U
平成 28 年 10 月末までの実績	BWR	22 体	4 トン U	0 体	0 トン U
平成 28 年 4 月から平成 28 年 10 月末までの合計		22 体	4 トン U	0 体	0 トン U

(5) 再処理事業所 高レベル廃液ガラス固化建屋における不溶解残渣廃液廃ガス処理系排風機 A 系の故障

a. 確認日時:平成 28 年 10 月 19 日 15 時 02 分

b. 事象概要:再処理事業所高レベル廃液ガラス固化建屋において、塔槽類廃ガス処理設備^{※1}の不溶解残渣廃液廃ガス処理系^{※2}のフィルタ清掃作業終了後に、運転中の排風機 B 系から排風機 A 系への切り替え作業を実施した際、排風機 A 系の動力電源を投入したところ、電気故障警報が発報したため、15 時 10 分に排風機 A 系の故障と判断した。原因については、現在調査中である。

なお、排風機 B 系は現在も継続して運転しており、施設および環境への影響はない。

※1 塔槽類廃ガス処理設備:

放射性物質を含む溶液を貯蔵するタンク等からの廃ガスをフィルタ等で浄化し、主排気筒へ排出するための設備

※2 不溶解残渣廃液廃ガス処理系:

不溶解残渣廃液(主に使用済燃料のせん断・溶解時に発生する硝酸に溶けない物質を含んだ高レベル廃液)を貯蔵するタンクからの廃ガスを処理する系統

(6) 一般蒸気系配管の交換工事における工事図面と設工認申請書に記載された図面の不整合

a. 確認日時: 平成 28 年 10 月 24 日

b. 事象概要: 再処理施設一般共同溝の一般蒸気系配管の交換工事において、実際の工事図面と設工認の認可を受けた申請書に記載された図面に不整合があり、認可を受けた設工認申請書と現場の工事範囲が異なっていることが確認されたことから、原因等について鋭意調査を進めている。

今回の事象を受け、平成 28 年 10 月 28 日、申請中の設工認申請(3件)について、不整合の有無の確認など、水平展開や再発防止策の適用が必要か判断する必要があるため申請を取り下げた。

(7) 再処理事業所 ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所西側付近(屋外)におけるタンクローリーからの軽油の漏えい

a. 確認日時: 平成 28 年 4 月 5 日 10 時 50 分頃

b. 事象概要: 再処理事業所ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所西側付近(屋外・非管理区域)において、巡視点検中の協力会社社員が、駐車しているタンクローリーの給油ノズル付近から軽油がアスファルト上に漏えいしていることを発見した。その後当社社員が漏えいであることを確認し、さらに漏えいした軽油のふき取りおよびタンクローリーのタンクから軽油の抜き取りを実施した。なお、本事象による環境への影響はなく、けが人もいない。(監視委員会 6/17 で報告済)

c. 原因と対策:

原因は、事象発生前日の給油作業終了後、給油ノズルが「微開」となっていたことに気付かず作業を終えたことにより、ホース内に残っていた軽油が給油ノズルから漏えいしたと推定する。なお、専門工場にて原因調査を行なった結果、当該タンクローリー本体に異常のないことを確認した。

対策として、タンクローリーの給油操作手順について、給油作業終了後、給油ノズルの給油レバーが「閉」となっていることを確認することに加え、ホース内の残液の抜き取り操作を行う手順を追加した。また、タンクローリーの各弁に対し、開閉状態の表示板を設置した。

さらに、当該事象を担当した当社社員が、本事象について異常発生時の判断基準・社内連絡体制の基準に満たない事象であると誤認したため、通報連絡に時間を要した。

こうしたことから異常事象発見時等の判断基準・通報連絡体制に関する定期的な課内教育や通報訓練を実施する。また、本事象を保安教育の資料に事例として掲載し、全社員に対して本事象を紹介する。

(8) 精製建屋における非常用無停電交流電源装置の故障

a. 確認日時: 平成 28 年 11 月 14 日 14 時 38 分

b. 事象概要: 精製建屋において、2 系列ある非常用無停電交流電源装置^{*1}のうち、B 系の故障警報が発報し、制御室における状態を確認した結果、14 時 45 分に故障と判断した(A 系は異常なし)。原因については、現在、調査中。

また、故障した当該非常用無停電交流電源装置に接続された設備については、外部電源から直接電源供給がなされており、正常に動作していることを確認している。万一、外部電源が喪失した場合においても正常に動作している A 系の非常用無停電交流電源装置および非常用ディーゼル発電機により A 系の安全上重要な設備に給電されることから、安全上の影響はない。

なお、本事象による周辺環境への影響はない。

詳細に設備点検を行った結果、当該装置が健全であることを確認し、平成28年11月22日に復旧した。なお、故障の原因については現在、調査中。

※1 非常用無停電交流電源装置:

外部電源喪失時に非常用ディーゼル発電機からの給電開始までの間、バッテリーから制御盤などの安全上重要な負荷に対し給電を継続する設備である。

6. MOX 燃料加工事業

(1) 工事の進捗状況(平成28年10月末現在)

工事進捗率 約 11.8%

以上

「詳細については、当社ホームページから確認することができます。[\(http://www.jnfl.co.jp/\)](http://www.jnfl.co.jp/)」